

お客さま各位

2026年3月6日現在
株式会社 日本旅行

渡航準備から帰国までのご案内

この度は弊社にお申し込みいただき、誠にありがとうございます。
下記注意事項をご確認いただいたうえでお申し込みください。
※いずれも日本居住の日本国籍者かつ1週間程度の観光目的の渡航に対する情報となります。
※訪問国及び日本における以下の各種書類・検査等を必ず確認のうえ、手続きはお客様ご自身にて行ってください。
また、諸経費はお客様のご負担となります。

※出入国に伴う情報は頻繁に更新・変更されますので、必ず最新の情報をご自身でご確認ください。

サイパン旅行の準備・手続き

◎サイパン旅行に必要な条件・書類など

- ・入国時45日以上が残存があるパスポート（ESTA取得の場合は、帰国日まで有効なもの。入国時90日以上が望ましい。）
- ①グアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証「Guam-CNMI ETA」または、米国ビザ免除プログラム「ESTA」の取得
- ②電子税関申告書

日本出発前

▶サイパン旅行に必要な書類について

マリアナ政府観光局の渡航情報をご覧ください。
<https://www.marianas.jp/visitor-information/>



【必須】

【事前に】グアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証「Guam-CNMI ETA」

または、有効な米国ビザを所持しない場合、米国ビザ免除プログラム「ESTA」の取得

■グアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証「Guam-CNMI ETA」の取得について

《滞在が45日以内の方》
航空機搭乗の7日前までに申請することが推奨され、遅くとも5日前までに取得してください。
取得実費は無料です。（2026年3月現在）
<https://g-cnmi-eta.cbp.dhs.gov/>



■米国ビザ免除プログラム「ESTA」の取得について

[ご注意]※ESTAを取得される場合は出発の72時間前までに申請してください。
取得実費はお1人様40.27米ドルです。（2026年3月現在）

《滞在が45日以内の方》

サイパンに短期商用・観光目的での渡航予定で「グアムー北マリアナ諸島連邦電子渡航認証」を利用して入国する場合、ESTAの事前申請は必要ありません（ただし、最大45日までの滞在となります）。

《滞在が46～90日以内の方》

ESTAの取得が必要です。事前に取得していない場合、航空機等への搭乗や米国への入国を拒否されますので御注意ください。
<https://esta.cbp.dhs.gov/>



【必須】

【事前に】電子税関申告書

サイパン空港での税関申告時にはオンライン登録によるQRコードが必要となります。
ご出発の3日前（72時間前）よりオンラインフォームに登録が可能です。
以下のURLから登録を行ってください。
<https://landing.travel.mp/ja/>



【推奨】

〔出発までに〕 海外旅行保険の加入

ウイルス性感染症等による疾病を含む海外旅行中の医療費を全額カバーする、十分な補償が組み込まれた海外旅行保険に加入されることを強くお勧めいたします。

※ウイルス性感染症等の重症化リスクが高いとされる基礎疾患をお持ちの方は、事前に主治医にご相談されることをお勧めいたします。

【推奨】

〔出発までに〕 たびレジの登録

外務省から最新の安全情報を日本語で受信できる海外安全情報無料配信サービス

「たびレジ」にご登録ください。

外務省「たびレジ」をご覧ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>



日本帰国時

【推奨】

Visit Japan Webは入国手続（入国審査、税関申告）及び免税購入に必要な情報を登録することができるウェブサービスです。

<https://vjw-lp.digital.go.jp/>

